

07.1.31 朝日

公立病院も「連帯保証人」

治療費の未払いを防ぐため、入院の際、患者に連帯保証人を求める動きが、都道府県の運営する公立病院でも広がっていることがわかった。

国立大の付属病院は75年、国立病院は99年から導入し、民間病院では一般的だとされるが、地域の中核病院が多い公立病院では慎重な所が少なくなかった。朝日新聞社の調べでは、ここ5年間で新たに6府県が導入し、全体の7割近い31府県にのぼった。患者からは「お金を借りるわけでもないのに」と戸惑いの声も上がっている。

(志村英司、今林弘)

入院時、治療費未払い対策 31府県導入 戸惑う患者

「患者本人の入院費を引き受け、絶対に病院にご迷惑はかけません」

昨年9月末、徳島県三好市で自転車店を営む男性(54)は、父親が県立病院に入院した際、母親に頼まれ、この一文がある書類に印鑑をついた。後で連帯保証人のことだと知り、「入院だから、全部病院の言うがままだが、お金を借りたみたいでいい感じはしない」と話した。

同県は県立の3病院で1億円近い未収金がある。県監査委員から「回収対策が不十分」と指摘

され、06年度から連帯保証人制度を導入した。これまで「保証人」は求めていたが、民法上、患者と同等に債務を担うことになる連帯保証人とするなどで、未収金請求の法的根拠にする狙いだ。

支払い実績も

連帯保証人制度は公立病院では、01年に佐賀、岩手両県と大阪府が導入。鳥根県が02年、新潟県が04年と、次第に広がった。求める連帯保証人の人数を増やした自治体もある。

朝日新聞社の調べで

は、都道府県と政令指定都市が運営する全国248の公立病院の未収金の総額は、05年3月末で80億7686万円。同年11月の最高裁判決で未収金の請求期間が、従来の5年から民間病院と同じ3年とする判断が出たこともあり、自治体は回収策強化を急いでいる。

実績も上がっている。富山、栃木、愛媛、香川県などでは実際に患者本人が支払えない場合、連帯保証人に払ってもらった例があると回答。滋賀県は03、05年度に8人の連帯保証人から支払いを受けた。

頼むのは大変

だが、一人暮らしの患者などの場合、連帯保証

人になってくれる人を探すのは大変だ。徳島県の公立病院の医療相談員だった社会福祉士(57)は「ただの保証人を頼むだけでも患者の悩みは大きい。金銭的な負担を負うことになるかもしれない連帯保証人となるとさらに難しい」と話す。

こうした中、北海道は00年9月、連帯保証人を逆にただの保証人に変更した。患者から「他人に頼みづらい」との声があり、「患者の精神的な負担の軽減」が一番の理由という。連帯保証人を導入していない長野県立病院課も「県民に身近な病院の性格上、連帯保証人の有無で患者を選別し、門前払いすることはできない」と話している。